

平成 2 8 年度志摩市予算編成方針

平成 2 8 年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等提出書類を作成し期日までに提出してください。

1．経済状況と国の動向

内閣府が公表した平成 2 7 年 8 月の月例経済報告によると、「景気は、このところ改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としています。また、先行きについては「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要がある。」としています。

政府は、平成 2 7 年 6 月 3 0 日に閣議決定しました「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5」と成長戦略である「まち・ひと・しごと創生基本方針 2 0 1 5」に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし経済・財政再生計画を定め、人口減少問題の克服と地域経済の再生を推進し成長と財政再建の両立を目指すとしました。

また、地方財政については地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し地方創生の深化を図るとしていることから、今後情報収集に努め、適宜対応していく必要があります。

2．本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化アクションプログラムに基づく行財政改革や職員数の削減の成果等もあり、平成 2 4 年度を除き平成 2 1 年度以降は実質単年度収支の黒字が続ぎ、一時は 6 億円を下回っていた財政調整基金も平成 2 6 年度末には 4 0 億円を超えるまでに至りました。

財政健全化法に基づく健全化判断比率においては、公債費及び地方債残高は増加傾向にあるものの、合併特例債の活用により実質的な負担は軽減され、いずれの数値も平成 2 1 年度以降は減少傾向にあります。

以上からすれば近年の財政状況は改善状況であると思われませんが、今後本市の直面する課題として人口減少、少子高齢化により市税収入の増加が見込めないことや、普通交付税の合併算定替の見直しにより従来想定していた縮減は緩和されたものの、平成 3 2 年度の本算定までには相当額の縮減が予想されるなど予断を許さない状況が続きます。

このような状況の中、平成 2 8 年度については、歳入では普通交付税の合併算定替の段階的縮減の 2 年目となることから一般財源総額は減少する見込みであり、歳出では償

還方法の見直しに伴う公債費の増加のほか、扶助費や繰出金等の社会保障経費は引き続き増加することが予想され、ますます厳しい財政状況になる見込みです。

3. 予算編成の基本方針

平成28年度予算においては、引き続き厳しい財政状況においても新たに策定する「第2次総合計画」の将来像「住み人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け必要な施策を推進していく必要があります。

また、人口減少等の課題を克服するため、本市が持つ優位性や多彩な地域資源等を最大限に活用し、行政だけでなく、市民・団体・事業者が心を一つにしてスピード感をもって「地方創生」に取り組んでいく必要があります。

以上を踏まえ平成28年度予算は、本市の更なる発展等のための政策の推進と持続可能で安定的な財政運営の両立を図っていくため、次の視点を踏まえ、予算編成に取り組むものとしします。

(1) 第2次総合計画の推進

本市を取り巻く社会情勢は前計画の策定時から大きく変わり、水産業を中心とする産業が低迷、少子化・人口減少によるまちの活力の低下、そして東日本大震災の発生を契機に、本市が直面している災害のリスクが大きくクローズアップされるようになりました。

第2次総合計画においては、前計画の6つの基本目標をより時代、地域に沿った目標へと発展させ、新たな6つの基本目標を設定し、まちづくり施策を実現するとともに、本市が直面する重点的な課題に対して、3つの重点目標を設定し、優先的かつ横断的に施策を実施していくものとしします。

基本目標

- 自然とともに生きるまちづくり
- 安心・安全なまちづくり
- 産業が元気なまちづくり
- 誰もが健やかに助け合うまちづくり
- 人と文化を育むまちづくり
- 市民のために市民と築くまちづくり

重点目標

- 「新しい里海」の恵みを市民みんなが活かすまちづくり
- 一人ひとりが元気で充実したまちづくり
- 地震災害に負けない、準備がしっかり整ったまちづくり

(2) 地方創生に向けた総合戦略の実行

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生に向けては、地方が自ら考え、そして責任をもって実行していくことが求められています。

人口減少対策は本市の最重要課題であり、急激な人口減少を緩和・抑制するための取組みが喫緊の課題です。将来に想定される課題を的確に把握し、その解決へ向け、各自が危機意識を持って、庁内並びに各団体との連携を図りながら、今年度策定する「志摩市創生総合戦略」に基づき地方創生に向けた具体的戦略を実行していくものとします。

(3) 伊勢志摩サミットの成功及びサミットを活かした地域づくり

平成28年の主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)が5月26日から27日まで開催することが決定され、伊勢志摩サミットの成功及びサミットを活かした地域づくりのために集い・考え・行動するための会議として、関係39団体を構成員とした「伊勢志摩サミット市民会議～光輝く志摩づくり会議～」が設立されました。

市民会議の総会においては、基本方針として、「開催地にふさわしい環境の整備」、「観光地『志摩』の世界への発信」、「サミット開催を契機とした志摩づくり」、「伊勢志摩サミット三重県民会議との連携」という4つの柱が確認されました。

今後、伊勢志摩サミットの成功に向けて国県との連携を密にしながら志摩市一丸となって取り組むとともに、サミット効果を一過性のものとせず、開催を契機とした志摩づくりを推進していくものとします。

(4) 第2次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であることから、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けた予算編成に取り組む必要があります。

その目標達成に向けて第2次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

4 . 予算編成に係る留意事項

(1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。年度途中の補正は、「災害等不可

避的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については趣旨を十分検討し、速やかな改善を図るとともに、陳情等についても事業の必要性や緊急性を踏まえて検討してください。

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連又は類似する事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ってください。

国・県の施策を十分勘案するとともに補助率、選択基準、対象範囲等の情報を的確に把握し、市の負担、起債、交付税財政措置等について十分に調査検討のうえ事業を計画するとともに、補助事業であっても単独事業同様に経費の節減に努めてください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支にとらわれず、ライフ・サイクル・コストとしての投資と運営を総合的に判断してください。

全ての事務事業について徹底して見直しを行い、特に市単独予算で継続している事務事業については、必要最小限の見積額としてください。また、地域経済の動向に留意し、経済効果が期待される事業を始めるにあたっては、旧来の事業を廃止又は縮小するなどにより財源を捻出し、スクラップ・アンド・ビルドを基本原則として要求してください。

（２）歳入に関する事項

市税

制度改正、経済動向を十分に勘案し、确实かつ最大限の年間収入見込額を計上してください。特に、税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績を勘案しつつ見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図るとともに、受益者からの徴収金についても応益負担の原則による適正な負担としてください。

国庫支出金及び県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上してください。

国・県の制度改正や予算編成の動向に留意し、最新の情報により、その廃止、縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行ってください。

市債

合併特例債を含め、適正な公債費計画のもとに市債の抑制を図る必要があり、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに新規財源の発掘に努めてください。

その他の収入

額の多少にかかわらず、零細又は捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、新たな財源についても積極的に検討するなど収入の確保に努めてください。

(3) 歳出に関する事項

人件費

時間外勤務手当については、事務処理の工夫、課内職員の調整、事務改善を進めることによって縮減に努めてください。

物件費

事務的な経費（市単独・庁内管理経費）としての賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等に係る経費は、積極的な節減を行うものとし、業務のスリム化に努めてください。

維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、現状把握に努め、施設の設置者として事故発生時の管理責任等を問われることのないよう、適正な予算措置をしてください。

特に、老朽化の著しい施設については、撤去又は使用禁止の措置を含め、市民に事前に周知する等適切な対応をしてください。

補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、対象事業の内容、実績、効果等を精査してください。団体からの要求内容や過去からの決算内容を十分分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお、予算計上に当たっては、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を要求してください。

また、各種協会等の会費的な負担金は、適正に見直しを行い、脱会も含めて必要性を検討してください。

投資的経費

原則として、志摩市総合計画実施計画に計上した事業以外の要求は認めません。また、事業の緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分検討し、整備計画

の延長や事業規模の縮小、段階的整備等、財源に無理のない計画として見直しを行い、計画的・効果的な実施を図ってください。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分な調整を行ってください。また、補助事業については、国・県の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、積極的な財源の確保に努めてください。市単独事業については、事業を厳選し、重点化とコストの削減に努めてください。

なお、施設の統廃合に伴う公共施設等の除却については、合併特例債の借入期限である平成31年度までに計画的に実施していく必要があることに留意ください。

(4) 継続費・債務負担行為

継続費を要求する場合は、事業の見通しを検討し年割額を算出するとともに、財源についても算出根拠を明らかにして要求してください。

債務負担行為は、後年度に財政負担を強いるものであることから、安易な設定を行わず、行政運営上不可欠なものに限定してください。

(5) 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化、経費の節減に努め収支の均衡を維持することを基本方針として、前述の一般会計に準じて見積もりしてください。なお、一般会計からの繰出金については、所管各課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。なお、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出し根拠を明確にしてください。

(6) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本とし、職員一丸となって一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図ることを基本として、一般会計の方針に準じて見積もってください。なお、一般会計からの繰出金については、所管各課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。

(7) その他

その他予算要求にかかる留意事項については、別に周知する「平成28年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載の内容を十分理解のうえ対応してください。